



2024年8月20日

各 位

会 社 名 株式会社アサンテ  
代表者名 代表取締役社長 宮内 征  
(コード番号：6073 東証プライム)  
問合せ先 常務取締役管理本部長  
兼 経営企画部長 中尾 能之  
(電話番号：03-3226-5511)

## 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、2024年8月20日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最優先に考えつつ、株主資本の充実もバランスよく進めることにより、中長期的な企業価値の向上を目指しており、中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）における企業価値向上への取り組み方針として、自己株式取得を含めた適正な資本政策の検討を掲げております。また、剰余金の配当につきましては、安定的な配当の維持を基本として、企業体質の強化及び内部留保の充実等を総合的に勘案のうえ決定しております。2024年3月期の配当は、1株当たり62円（うち、中間配当31円、期末配当31円）、連結配当性向は125.9%でありました。また、当社は、経済情勢の変化に対応して、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

当社はこれまで、2020年11月20日開催の取締役会において、2020年11月25日から2021年9月1日までの間を取得期間として自己株式取得に係る事項を決議し、当該決議に基づき、資本効率の向上を図るとともに、将来の経営環境の変化に対応する機動的な資本政策の遂行を可能とするため、並びに、同日開催の取締役会において決議した株式売出しに伴う当社普通株式需給への影響を緩和する観点から、2020年11月25日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けの方法により当社普通株式1,260,300株（2020年取得当時の所有割合（注1）：10.20%）を1,863,983,700円で、2020年12月9日から2021年9月1日までの期間に、東京証券取引所における市場買付けの方法により当社普通株式合計124,100株（2020年取得当時の所有割合：1.00%）を189,845,100円で取得しました。

（注1）「2020年取得当時の所有割合」とは、当社が2020年11月6日に提出した第48期第2四半期報告書に記載の2020年9月30日現在の当社の発行済株式総数12,348,500株から同日現

在の当社が所有する自己株式 295 株を控除した株式数 12,348,205 株に対する割合（小数点以下第三位を切り捨て）をいいます。以下同じです。

かかる状況の下、2023 年 12 月中旬、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主であり、創業家の資産管理会社である株式会社ムネマサ（以下「ムネマサ」といいます。2023 年 12 月中旬時所有株式数 1,250,000 株（2023 年 12 月中旬時所有割合（注 2）：11.36%、2023 年 9 月 30 日現在の株主順位：第 1 位）、本日現在の所有株式数 1,250,000 株（所有割合（注 3）：11.36%、2024 年 3 月 31 日現在の株主順位：第 1 位））より、現金化を目的としてその所有する当社普通株式の全てにあたる 1,250,000 株（以下「売却意向株式」といいます。）を売却する意向がある旨の打診を受けました。なお、ムネマサは、当社の大株主（本日現在の所有株式数 739,463 株、所有割合：6.72%、2024 年 3 月 31 日現在の株主順位：第 3 位）である宗政ヨシ氏が代表取締役を務め、議決権の 100%（本日現在）を保有する資産管理会社です。

（注 2）「2023 年 12 月中旬時所有割合」とは、当社が 2023 年 11 月 7 日に提出した第 51 期第 2 四半期報告書に記載の 2023 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数 12,348,500 株から同日現在の当社が所有する自己株式 1,347,962 株を控除した株式数 11,000,538 株に対する割合（小数点以下第三位を切り捨て）をいいます。以下同じです。

（注 3）「所有割合」とは、当社が 2024 年 8 月 6 日に公表した 2025 年 3 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「本決算短信」といいます。）に記載の 2024 年 6 月 30 日現在の当社の発行済株式総数 12,348,500 株から同日現在の当社が所有する自己株式 1,348,199 株を控除した株式数 11,000,301 株に対する割合（小数点以下第三位を切り捨て）をいいます。以下同じです。

これを受け、当社は、一時的に一定数以上の数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等に鑑み、2024 年 1 月中旬より売却意向株式を自己株式として取得することの是非についての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、2024 年 5 月中旬、当社が売却意向株式（2024 年 5 月 13 日から同月 20 日までの東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値 1,675 円（円未満四捨五入）に売却意向株式の数 1,250,000 株を乗じて算出した場合、約 21 億円に相当。）を自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）及び自己資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるものであり、また、自己株式の取得に要する資金についてはその全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が 2024 年 6 月 24 日に提出した第 51 期有価証券報告書（以下「第 51 期有価証券報告書」といいます。）に記載された 2024 年 3 月末日現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は約 87 億円（手元流動性比率 7.6 月）（注 4）であり、自己株式の取得資金として約 21 億円を充当した後も、当社の手元流動性は 66 億円程度（手元流動性比率 5.8 月）と見込まれ、当社の財務状況や配当政策に大きな影響を与えないものと判断いたしました。加えて、自己株式の具体的な取得方法については、①株主間の平等性、②取引の透明性、及び③市場価格から一定のディスカウントを行った価格での当社普通株式の買付けが可能であることにより、当該ディスカウントを行った価格で買付けを行った場合には、当社資産の社外流出の抑制につながる、及び④ムネマサ以外の株主の皆様にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて応募する機会を提供することが望ましいこと等を考慮し、十分に検討を重ねた結果、2024 年 6 月上旬、公開買付けの方法によることが適切であると判断いたしました。

（注 4）第 51 期有価証券報告書に記載された 2024 年 3 月末日現在の現金及び預金を 1 ヶ月当たりの売上高（2024 年 3 月期連結売上高を 12 で除した数値）で除したものの（小数点以下第二位を

四捨五入) です。

その上で、本公開買付けにおける1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)の算定につきましては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていることを勘案した上で、本公開買付け価格の算定の基礎となる株価の基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を本公開買付け価格の基礎とすべきであると考えました。そして、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格に対し一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は、2024年6月上旬、本公開買付け価格について検討を進め、市場価格に対するディスカウント率については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、2022年1月1日以降に決議され、2024年5月末日までに公開買付け期間が終了した自己株式の公開買付けの事例のうち、市場価格よりディスカウントを行った価格で公開買付けが実施された事例(以下「本事例」といいます。)を参考にすることとし、本事例43件において、10%程度(9%から11%)のディスカウント率を採用している事例が31件と最多であり、10%のディスカウント率を採用することが適切であると判断いたしました。また、本公開買付け価格の算定の基礎とする当社普通株式の市場価格としては、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいと判断しました。他方で、より直近の市場価格を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考え、本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日の終値、同日までの過去1ヵ月間の終値の単純平均値又は過去3ヵ月間の終値の単純平均値のいずれかを候補とすることが適切であると判断いたしました。なお、本事例43件において、公開買付け実施に係る決議日の前営業日の終値、同日までの過去1ヵ月間の終値の単純平均値又は過去3ヵ月間の終値の単純平均値のいずれかを基準として算出している事例が38件と最多である一方、同日までの過去6ヵ月間の終値の単純平均値を基準として算出している事例は1件のみであり、当社の近時における株価推移に鑑みても、短期的に急激な変動等が発生し、より長期間の平均値を基準として算出すべき状況となる可能性は低いと考え、同日までの過去6ヵ月間の終値の単純平均値を候補とする合理性は認められないものと判断いたしました。さらに、前述の価格のうち最も低い価格を基準とすることで、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)において市場価格が本公開買付け価格を下回る可能性が軽減されることにより、ムネマサによる当社普通株式の売却の確実性が高まり、当社資産の社外流出の抑制にも繋がり本公開買付けに応募しない株主の利益にもなり得ると考えました。以上を踏まえ、東京証券取引所プライム市場における本公開買付けに係る取締役会決議日(2024年8月20日)の前営業日である2024年8月19日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び過去3ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とすることが妥当であると判断いたしました。

上記の検討を踏まえて、当社は2024年6月中旬に、ムネマサに対し、東京証券取引所プライム市場における本公開買付けに係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び過去3ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格から10%ディスカウントした価格で、また、2025年3月期第1四半期に係る決算発表後の当社定例取締役会開催日である2024年8月20日を取締役会決議日として公開買付けを実施した場合の応募の可否について打診しました。その結果、2024年7月4日に、ムネマサより、上記内容で本公開買付けへの応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて、当社は、2024年8月19日、東京証券取引所プライム市場における本公開買付けに係る取締役会決議日(2024年8月20日)の前営業日の当社普通株式の終値1,702円、同日までの過去1ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,724円(円未満四捨五入)及び同日までの過去3ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,728円(円未満四捨五入)のうち、最も低い価格である1,702円に対して10%のディスカウントを行った価格である1,532円(円未満四捨五入)を本公開買

付価格とすることをムネマサに対して提案しました。その結果、同日に、ムネマサより、当該条件にて当社が本公開買付けを実施した場合、売却意向株式について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ました。

なお、本公開買付けにおいて、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の上限を上回った場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとして、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式による買付けとなることから、当社は売却意向株式の一部を取得することとなりますが、ムネマサより、本公開買付けに応募したものの当社が取得することができなかった当社普通株式に係る所有又は処分の方針については未定である旨の回答を受けております。

当社は、以上の検討及び協議を経て、2024 年 8 月 20 日開催の取締役会において、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、並びに本公開買付け価格を本公開買付けに係る取締役会決議日（2024 年 8 月 20 日）の前営業日である 2024 年 8 月 19 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 1,702 円に対して、10%のディスカウント率を適用した 1,532 円（円未満四捨五入）とすることを決議しました。

本公開買付けにおける買付予定数については、本事例 43 件のうち、応募を合意している株式数に対して 10%程度（9%から 11%）上乗せした買付予定数を設定している事例が 26 件と最多であり、ムネマサ以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、ムネマサが応募を合意した株式（売却意向株式）1,250,000 株（所有割合：11.36%）に対して 10%を上乗せした 1,375,000 株（所有割合：12.49%）を買付予定数とすることといたしました。なお、本決算短信に記載された 2024 年 6 月末日現在における当社連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は約 91 億円（手元流動性比率 6.4 月）（注 5）であり、自己株式の取得資金として約 21 億円を充当した後も、当社の手元流動性は 70 億円程度（手元流動性比率 4.9 月）と見込まれ、当社の財務状況や配当政策に大きな影響は与えないものと判断いたしました。

（注 5）本決算短信の添付資料である四半期連結財務諸表に記載された 2024 年 6 月末日現在の現金及び預金を 1 ヶ月当たりの売上高（2025 年 3 月期第 1 四半期連結累計売上高を 3 で除した数値）で除したもの（小数点以下第二位を四捨五入）です。

ムネマサは、本日現在において、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当しておりますが、本公開買付けにおける応募株券等の総数及びムネマサの応募株券等の数のうち当社が買付けることとなる株数によっては、ムネマサは当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなり、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が生じる可能性があります。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

## 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

### (1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	1,375,100 株（上限）	2,106,653,200 円（上限）

（注 1）発行済株式総数 12,348,500 株（2024 年 8 月 20 日現在）

（注 2）発行済株式総数に対する割合 11.14%（小数点以下第三位を四捨五入）

（注 3）取得することができる期間 2024 年 8 月 21 日（水曜日）から 2024 年 10 月 31 日（木曜

日)まで

- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等  
該当事項はありません。

### 3. 買付け等の概要

#### (1) 日程等

① 取締役会決議日	2024年8月20日(火曜日)
② 公開買付開始公告日	2024年8月21日(水曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> )
③ 公開買付届出書提出日	2024年8月21日(水曜日)
④ 買付け等の期間	2024年8月21日(水曜日)から 2024年9月18日(水曜日)まで(20営業日)

#### (2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,532円

#### (3) 買付け等の価格の算定根拠等

##### ① 算定の基礎

本公開買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていることを勘案した上で、本公開買付価格の算定の基礎となる株価の基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を本公開買付価格の基礎とすべきであると考えました。そして、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格に対し一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、本公開買付価格の算定に際してのディスカウント率及び本公開買付価格の算定の基礎とする当社普通株式の市場価格について検討を進め、以下のとおり判断いたしました。ディスカウント率については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、2022年1月1日以降に決議され、2024年5月末日までに公開買付期間が終了した自己株式の公開買付けの事例(本事例)のうち、市場価格よりディスカウントを行った価格で公開買付けが実施された事例を参考にすることとし、本事例43件において、10%程度(9%から11%)のディスカウント率を採用している事例が31件と最多であり、10%のディスカウント率を採用することが適切であると判断いたしました。また、本公開買付価格の算定の基礎とする当社普通株式の市場価格としては、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいと判断しました。他方で、より直近の市場価格を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考え、本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日の終値、同日までの過去1ヵ月間の終値の単純平均値又は過去3ヵ月間の終値の単純平均値のいずれかを候補とすることが適切であると判断し、東京証券取引所プライム市場における本公開買付けに係る取締役会決議日(2024年8月20日)の前営業日である2024年8月19日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び過去3ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基

準とすることが妥当と判断いたしました。

当社は上記の検討を踏まえてムネマサと協議を行った結果、2024年8月19日、ムネマサより当該条件にて当社が本公開買付けを実施した場合、売却意向株式について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得たことから、2024年8月20日開催の取締役会において、本公開買付け価格を1,532円とすることを決定いたしました。

本公開買付け価格である1,532円は、本公開買付け価格を決議した取締役会決議日（2024年8月20日）の前営業日である2024年8月19日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値1,702円に対して、9.99%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じです。）、同日までの過去1ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,724円（円未満四捨五入）に対して11.14%、同日までの過去3ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,728円（円未満四捨五入）に対して11.34%をそれぞれディスカウントした金額となります。

## ② 算定の経緯

本公開買付け価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていることを勘案した上で、本公開買付け価格の算定の基礎となる株価の基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を本公開買付け価格の基礎とすべきであると考えました。そして、本公開買付けに応募せず当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は、2024年6月上旬、本公開買付け価格について検討を進め、市場価格に対するディスカウント率については、近時の一定数の類似案件におけるディスカウント率の設定状況を把握するため、2022年1月1日以降に決議され、2024年5月末日までに公開買付け期間が終了した自己株式の公開買付けの事例（本事例）を参考にするとし、本事例43件において、10%程度（9%から11%）のディスカウント率を採用している事例が31件と最多であり、10%のディスカウント率を採用することが適切であると判断いたしました。また、本公開買付け価格の算定の基礎とする当社普通株式の市場価格としては、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいと判断しました。他方で、より直近の市場価格を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考え、本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日の終値、同日までの過去1ヵ月間の終値の単純平均値又は過去3ヵ月間の終値の単純平均値のいずれかを候補とすることが適切であると判断いたしました。なお、本事例43件において、公開買付け実施に係る決議日の前営業日の終値、同日までの過去1ヵ月間の終値の単純平均値又は過去3ヵ月間の終値の単純平均値のいずれかを基準として算出している事例が38件と最多である一方、同日までの過去6ヵ月間の終値の単純平均値を基準として算出している事例は1件のみであり、当社の近時における株価推移に鑑みても、短期的に急激な変動等が発生し、より長期間の平均値を基準として算出すべき状況となる可能性は低いと考え、同日までの過去6ヵ月間の終値の単純平均値を候補とする合理性は認められないものと判断いたしました。さらに、前述の価格のうち最も低い価格を基準とすることで、公開買付け期間において市場価格が本公開買付け価格を下回る可能性が軽減されることにより、ムネマサによる当社普通株式の売却の確実性が高まり、当社資産の社外流出の抑制にも繋がり本公開買付けに応募しない株主の利益にもなり得ると考えました。以上を踏まえ、東京証券取引所プライム市場における本公開買付けに係る取締役会決議日（2024年8月20日）の前営業日である2024年8月19日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び過去3ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格を基準とすることが妥当であると判断いたしました。

上記の検討を踏まえて、当社は2024年6月中旬に、ムネマサに対し、東京証券取引所プライム市場における本公開買付けに係る取締役会決議日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び過去3ヵ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、最も低い価格から10%ディスカウントした価格で、また、2025年3月期第1四半

期に係る決算発表後の当社定例取締役会開催日である 2024 年 8 月 20 日を取締役会決議日として公開買付けを実施した場合の応募の可否について打診しました。その結果、2024 年 7 月 4 日に、ムネマサより、上記内容で本公開買付けへの応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて、当社は、2024 年 8 月 19 日、東京証券取引所プライム市場における本公開買付けに係る取締役会決議日（2024 年 8 月 20 日）の前営業日の当社普通株式の終値 1,702 円、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,724 円（円未満四捨五入）及び同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,728 円（円未満四捨五入）のうち、最も低い価格である 1,702 円に対して 10%のディスカウントを行った価格である 1,532 円（円未満四捨五入）を本公開買付け価格とすることをムネマサに対して提案しました。その結果、同日に、ムネマサより、当該条件にて当社が本公開買付けを実施した場合、売却意向株式について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ました。

当社は、以上の検討及び協議を経て、2024 年 8 月 20 日開催の取締役会において、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、並びに本公開買付け価格を本公開買付けに係る取締役会決議日（2024 年 8 月 20 日）の前営業日である 2024 年 8 月 19 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 1,702 円に対して、10%のディスカウント率を適用した 1,532 円（円未満四捨五入）とすることを決議しました。

#### （4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	1,375,000 株	一株	1,375,000 株

（注 1）応募株券等の数の合計が買付予定数（1,375,000 株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（1,375,000 株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に 1 単元（100 株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

（注 2）単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

#### （5）買付け等に要する資金

2,160,500,000 円

（注）買付け等に要する資金の金額は、買付代金（2,106,500,000 円）、買付手数料、その他本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

#### （6）決済の方法

##### ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

（公開買付け代理人）

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号

##### ② 決済の開始日

2024 年 10 月 11 日（金曜日）

### ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（注）本公開買付けにより買い付けられた株式に対する課税関係について

（※）税務上の具体的なお質問等につきましては、税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（イ）個人株主の場合

（i）応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）15.315%、住民税5%）の額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。以下「租税特別措置法」といいます。）第9条の3に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、2023年10月1日以後に支払いを受ける配当とみなされる金額で、その支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が100分の3以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、配当所得として総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

（ii）応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び

復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、日本国内においては課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

応募株主等が法人株主の場合に、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額について、配当とみなして、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、2023年10月1日以後、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等(国内に本店又は主たる事務所を有する法人(内国法人)に限る)が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われな

(ハ) 外国人株主等(それぞれに適用がある租税条約において規定されている外国の居住者等である株主(法人株主も含みます。))を指します。)のうち、適用ある租税条約に基づき、かかる配当とみなされる金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、2024年9月18日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日(2024年10月10日)までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール及びインターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類はいずれも、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール及びインターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付け等に関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

② 当社は、ムネマサ(2024年3月31日現在の株主順位:第1位)より、その所有する当社普通株式の全てにあたる1,250,000株(所有割合:11.36%)について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ました。なお、当社は、ムネマサより、あん分比例の方式による買付け

となった結果、本公開買付けに応募したものの当社が取得することができなかった当社普通株式に係る所有又は処分の方針については未定である旨の回答を受けております。詳細につきましては、上記「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

- ③ 当社は、2024年8月6日付で「2025年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく、当社の第1四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該第1四半期決算短信に添付される四半期連結財務諸表につきましては、監査法人による任意のレビューを受けております。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

2025年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)の概要

(自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)

(イ) 損益の状況(連結)

会計期間	2025年3月期 第1四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)
売上高	4,276,537千円
売上原価	1,183,501千円
販売費及び一般管理費	2,350,127千円
営業外収益	2,867千円
営業外費用	4,669千円
親会社株主に帰属する四半期純利益	497,645千円

(ロ) 1株当たりの状況(連結)

会計期間	2025年3月期 第1四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年6月30日)
1株当たり四半期純利益	45.24円
1株当たり配当額	—円

(ご参考) 2024年8月20日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 11,012,579株

自己株式数 1,335,921株

以 上